

議案第 7 4 号

八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号の職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>375,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2～4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>（八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 1 5 条の 2 <u>第 1 項及び第 2 項</u>、第 1 7 条の 2 <u>並びに</u>第 1 9 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 2 条第 1 項中「及び勤勉手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第 1 5 条の 2 第 1 項中「管理職手当を支給される職員（以下「<u>管理職手当受給職員</u>」）」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 号）第 7 条</p>		号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2～4	(略)	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号の職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>374,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2～4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>（八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 1 5 条の 2 <u>第 1 項</u>、第 1 7 条の 2 <u>及び</u>第 1 9 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 2 条第 1 項中「及び勤勉手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第 1 5 条の 2 第 1 項中「管理職手当を支給される職員_____」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 号）第 7 条</p>		号給	給料月額	1	<u>374,000円</u>	2～4	(略)
号給	給料月額														
1	<u>375,000円</u>														
2～4	(略)														
号給	給料月額														
1	<u>374,000円</u>														
2～4	(略)														

第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「管理職手当受給職員等」)と、同条例第15条の2第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する_____職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する_____職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

3 (略)

4 給与条例第8条の2、第9条から第10条の2まで、第11条の4及び第18条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。

5 (略)

(八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 企業職員給与条例第5条から第7条まで及び第17条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。

3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定の適用については、同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第12条第1項中「管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給職員」)とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第4号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「管理職手当受給職員等」)と、同条例第12条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員等」ととする。

第1項に規定する給料表の適用を受ける職員_____」と_____

_____、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職にある職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 (略)

4 給与条例第8条の2、第9条から第10条の2、第11条の4及び第18条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。

5 (略)

(八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等)

第10条 (略)

2 企業職員給与条例第5条から第7条及び第17条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。

3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第3項及び第12条第2項の規定の適用については、同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第12条第2項中「管理職手当を支給される職員_____」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第4号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員_____」と_____する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じ、一般職の特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を変更するため。